

## 環境アセスメント制度に対するご質問について

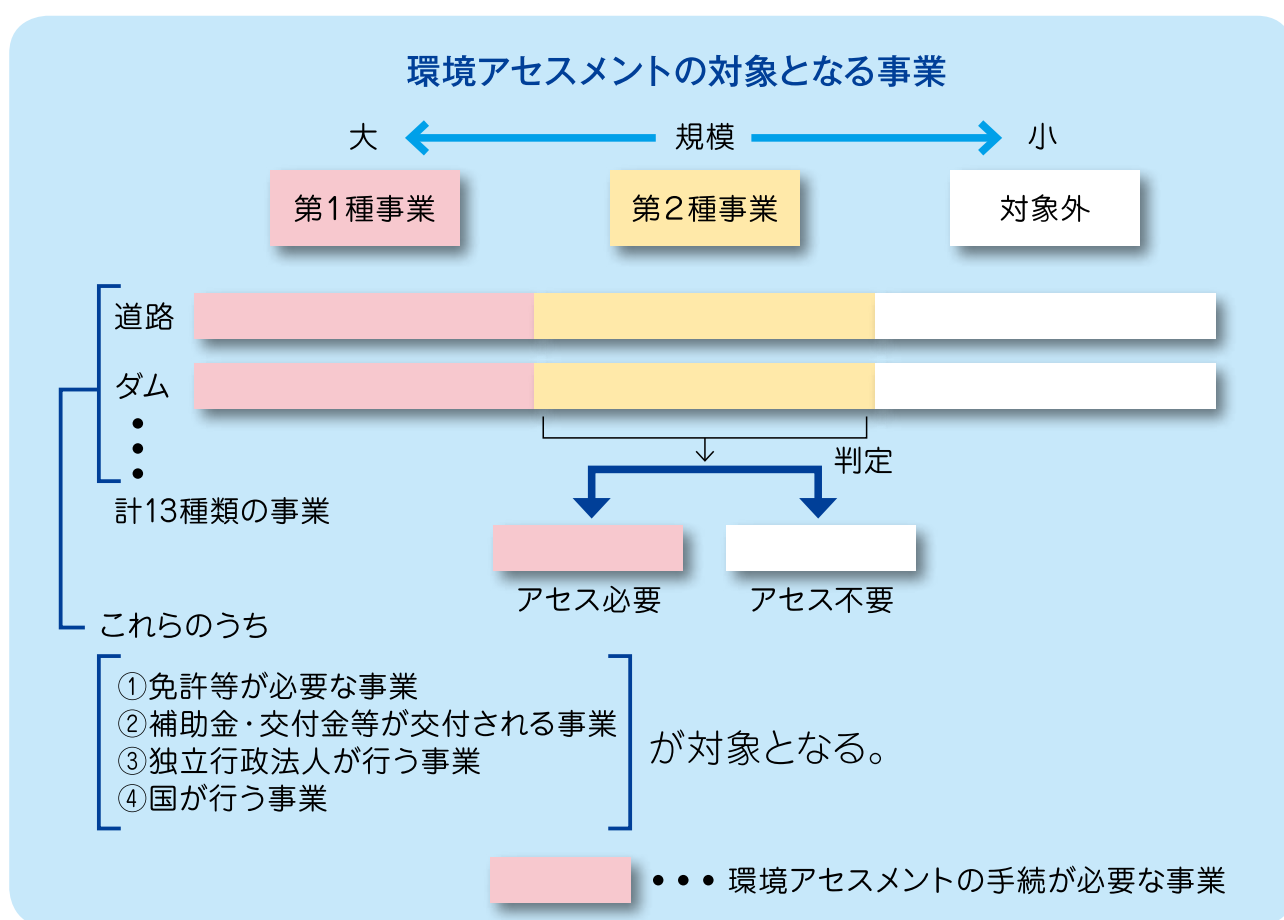
番号	項目	意見・質問	事務局の回答
1	環境影響評価法	<p>【環境アセスメント制度のあらまし（環境省）4頁】</p> <p>5行目～7行目にかけて、“「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続きを行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続きを行うこととなります。”との記述がありますが、同頁、中央の図では、“これら（＝計13種類の事業）のうち①から④の事業が対象となる。”と記述しており、「第1種事業」でも対象外となる事業があり得ると読めるのですが、如何でしょうか。</p>	<p>「第1種事業」は、全て環境アセスメントの手続きを行います。</p> <p>環境影響評価法第2条第2項において、「第1種事業」は、事業の種類と規模に加えて、当該資料中央の図①～④の事業のいずれかに該当する事業であることと規定されています。</p>
2	環境影響評価手続き	<p>【《第1回資料1》（仮称）下関北九州道路 環境影響評価方法書に係る手続きについて 裏面（環境アセス手順フロー図）】</p> <p>フロー図では「住民意見」は「住民意見の概要」として、市長へ送付され、環境審議会答申とは別に「市長意見」に反映されるように見えますが、そのとおりでしょうか。</p> <p>その場合、下関市長に送付される「住民意見の概要」は山口県が受け付けた「住民意見」のみで、北九州市が受け付けた「住民意見」は、北九州市長の「市長意見」のみに反映されるのでしょうか。</p> <p>それとも、山口県及び北九州市が受け付けた「住民意見」は「住民意見の概要」として一つにまとめられ、下関市長及び北九州市市長へ送付されるのでしょうか。</p>	<p>市長意見は、本審議会の答申を基本としつつ、住民意見の概要にある住民から提出されたご意見も参考にして作成いたします。</p> <p>なお、山口県及び北九州市がそれぞれ受け付けた意見書は、意見の概要として一つにまとめられ、本市を始め、北九州市、山口県及び福岡県に送付されています。各自治体は、提出された全てのご意見を参考にして、意見を作成することになります。</p>

## (2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続を行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



### トピック2 太陽電池発電所を法対象事業に追加

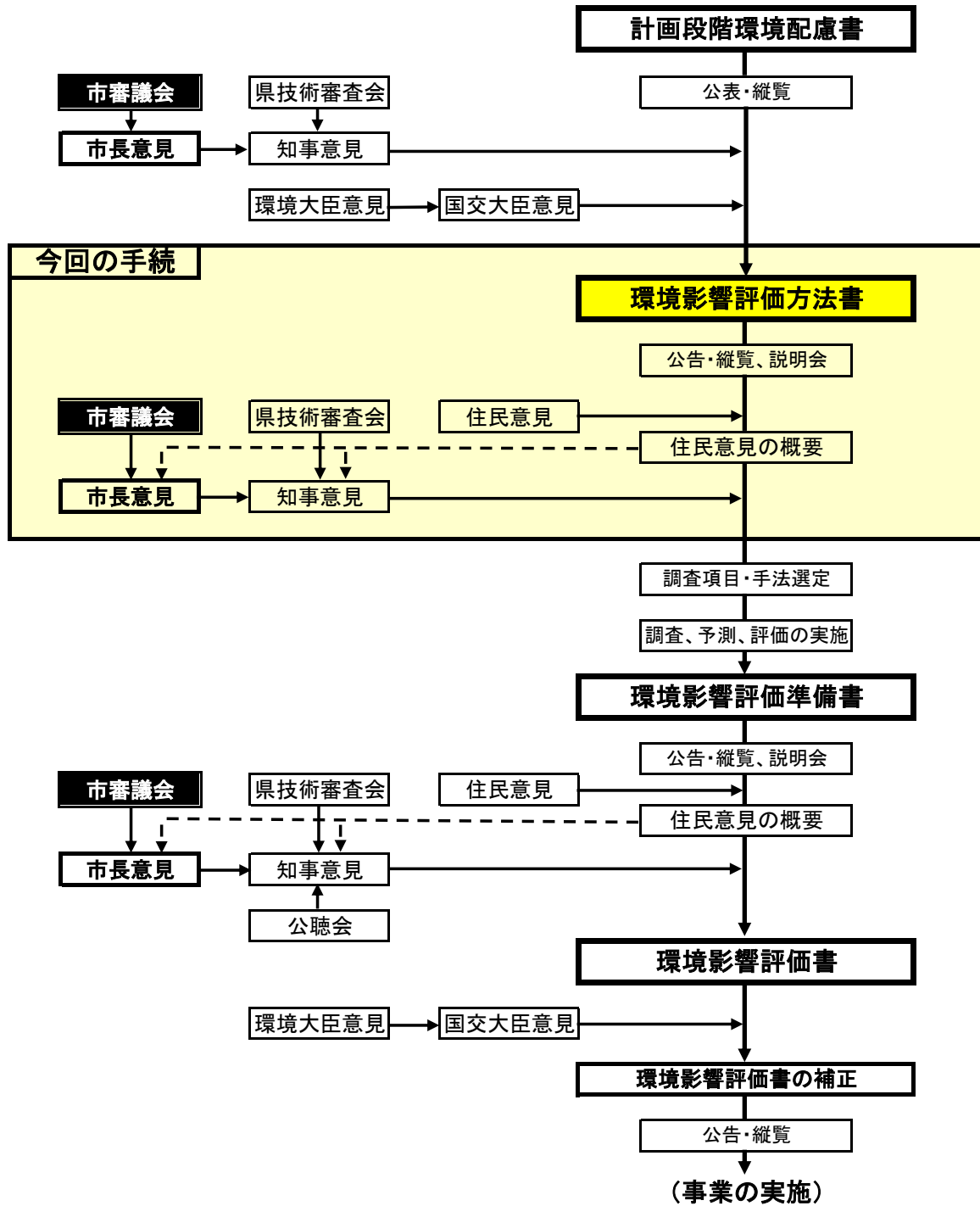
再生可能エネルギー発電事業は、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。

太陽電池発電所は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいため、全国的に導入が進んでいます。一方で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響等の問題が懸念されています。

このような実態を踏まえ、令和2年4月から太陽電池発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境アセスメントが適切に実施されることにより、環境と調和した形での事業の実施が確保されることで、地域における理解と受容性が高まり、太陽電池発電所の適正な導入が促進されることが期待されます。

(仮称)下関北九州道路に関する環境アセス手続フロー図



環境影響評価に関する図書

